

明日の安心と成長のための緊急経済対策(抜粋)

(平成21年12月8日閣議決定)

Ⅱ. 具体的な対策

6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

(1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

②構造改革特別区域(特区)制度の活用

特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む。

<具体的な措置>

○特区制度の活用

- ・ これまでの特区提案(第1次~16次)のうち、第16次提案について処理を促進(来年1月中を目途に結論)するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
- ・ 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受け、速やかな処理に努める(平成22年3月末まで)。



平成21年12月9日

「特区提案の臨時受付」について

内閣官房地域活性化統合事務局

1. 趣旨

政府では、12月8日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を決定し、本対策の趣旨(雇用、環境、景気)等に沿った特区における規制の特例措置の提案を臨時に受け付けることとしました。

つきましては、下記募集要項をご参照のうえ奮ってご提案をくださいますようお願いいたします。

(1) [募集要項\[PDF\]](#)

(2) [記入様式\[EXCEL\]](#)

(3) [記入例\[PDF\]](#)

2. 連絡先

提案にあたっては、実現性を高めるためにも、ご不明な点等についてお気軽にご相談下さい。

- 地域活性化統合事務局
(稲村・中村 03-3539-2229)
(吉田 03-3539-2195)

※構造改革特区制度の内容につきましては、下記ホームページをご参照ください。

- 構造改革特区について
構造改革特別区域推進本部
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>